

## 重要事項に係る調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2及び同法施行規則第16条の2の定め等により、調査対象となるマンションの取引に係る重要事項について必要費用を添えて、貴社に調査を依頼します。

調査依頼年月日	平成 年 月 日		
宅地建物取引業者 (調査依頼主)	会社名		
	所在地・送付先	〒	
	免許番号	国土交通大臣 ・ ( ) 知事 ( ) 第 号	
	依頼者	所属部署:	
		氏名:(担当)	
TEL : ( )			
		FAX : ( )	
調査対象マンション	マンション名		
	所在地		
	売却依頼主	住戸番号	号室 (1枚の依頼書で1住戸のみ)
		氏名	
依頼事項	調査依頼項目		発行料 (税別)
	<input type="checkbox"/> 重要事項に係る調査報告書	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	8,000円
	<input type="checkbox"/> 管理規約集	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	6,000円
	<input type="checkbox"/> 長期修繕計画書	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	5,000円
	<input type="checkbox"/> 建築確認済証+検査済証	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	5,000円
	<input type="checkbox"/> 該当住戸の平面図コピー+物件概要 <small>(分譲時の図面集のコピーとなります。)</small>	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	5,000円
	<b>合計</b>		<b>円 (税別)</b>
<small>※別途消費税が加算されます。</small>			
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕積立金積立総額 (施行規則第16条の2第6号関係)</li> <li>・管理費、修繕積立金等の月額 (施行規則第16条の2第6、7号関係)</li> <li>・管理組合の金融機関からの借入額 (施行規則第16条の2第6号関係関連)</li> <li>・建築年月、共用部分の内装・外装の修繕の実施状況 (施行規則第16条の2第9号関係)</li> <li>・管理組合の管理費等滞納総額 ・管理形態 ・大規模修繕工事の予定</li> <li>・駐車場等の有無、月額料金、空き状況 ・管理費等の改定予定 ・減免規定の有無 ・その他負担金の有無</li> <li>・ペット飼育、フローリング規制及び専有部分の使用に関する規定の有無、内容</li> <li>・アスベスト使用に関する調査結果の有無 ・耐震診断実施の記録の有無</li> <li>・テレビ、インターネット設備の導入状況</li> </ul>		

調査依頼の注意事項	<p>① 依頼事項の発行手数料支払方法について 調査報告書等書類と併せて請求書を同封させていただきます。請求書受け取り後、一週間以内のお振込みをお願い致します。 ※振込手数料はご負担下さい。※消費税は発行時の税率を提要させていただきます。</p> <p>② 受付時間・発行について 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (ただし、祝祭日は除きます。) ※発行日として、受付日から1週間を期日として見ていただいておりますが、期日前に作成が完了した際には、その時点での発行とさせていただきます。</p> <p>③ 関連書類について 重要事項に係る調査報告書を送付させて頂く際に、区分所有者変更に係る書類一式を、同封致します。</p> <p>④ キャンセルについて お申し込み後のキャンセルについてはお受けしかねますので、予めご了承のうえ、調査依頼願います。</p> <p>⑤ その他 上記物件の総会議案書・総会議事録については、原則売主 (当該住戸の現区分所有者) の方からの引き継ぎもしくは管理組合所定の手続きによる閲覧をお願い致します。 守秘義務に基づき、当社からの開示及び郵送等はできませんので、予めご了承願います。</p>
-----------	--

〒102-0075  
東京都千代田区三番町 6-14  
株式会社レーベンコミュニティ  
TEL : 03-6880-1980 FAX : 03-6880-1981

管理会社使用欄			
発行日時	発行者	受付日	受付者